平成２３年（フ）第３８３８号
東京都調布市国領町５丁目29―５
破産者　時崎　　洋
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５２号
大阪市北区中崎西２丁目１番１号
破産者　株式会社ル・ソレイユ
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５９２号
大阪府寝屋川市初町７番16号
破産者　株式会社山田工務店
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２２４号
堺市南区大森197番地の１
破産者　有限会社オオクラ自動車
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
大分県日田市大字有田1096番地の１
破産者　東洋冷暖株式会社
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所日田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第８号
青森県八戸市南類家５丁目８番23号　クレセント泉山Ａ201、前住所青森県八戸市南類家２丁目19番10号
破産者　森　　誠
1　決定年月日　平成23年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３５００号
札幌市北区篠路８条７丁目１番７号、破産手続開始決定時の住所札幌市北区新川２条５丁目４番13号
破産者　古川　信明
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９号
長野県飯田市上殿岡341番地１
破産者　小野寺苑子
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第４０７６号
大阪市平野区加美鞍作３丁目５番12―403号、開始決定時の住所大阪市平野区流町３丁目17番14号シャトー吉崎46
破産者　萱野　将啓
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２２７号
大阪府大阪市生野区巽南５丁目８番28号　第二タナックマンション401、開始決定時の居所大阪府河内長野市西片添町６―５
破産者　東塚　當一
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２８８号
奈良県生駒市山崎町４番１―606号
破産者　川添　二郎
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８３４号
大阪市東淀川区下新庄３丁目４番27―1001号、前住所大阪府吹田市原町３丁目26番１―310号
破産者　鮫島ひとみ
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２６５号
大阪府豊中市上新田２丁目８番15―306号、開始決定時住所大阪府豊中市上新田１丁目24番Ｇ―903号
破産者　野間　信一
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７６８号
大阪市浪速区元町１丁目13番12号　難波元町コーポ201号
破産者　嶋田　幸男
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８２０号
大阪府枚方市伊加賀寿町14番14―12号
破産者　五十嵐俊介
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０８２号
大阪府交野市星田山手１丁目５番22号
破産者　太田　　均
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７７４号
大阪市生野区中川３丁目４番28号
破産者　マツダケンマ産業こと　松田　晴弘
1　決定年月日　平成23年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部